



せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署（所在地：栗原市瀬峰下田50-8 電話：0228-38-3131）

死亡労働災害発生

前回の「せみね監督署だより」において、「昨年度は、皆様のご尽力により労働災害死亡事故ゼロ及び休業4日以上の労働災害の減少を達成することができ」と記載しましたが、正しくは、「昨年度」ではなく、「昨年」でした（お詫び申し上げます）。訂正しなくても済むようであれば良かったのですが、令和6年3月18日と28日に立て続けに死亡労働災害が発生してしまいました（2件とも林業です。概要は以下に記したとおりです）。瀬峰署管内（登米・栗原）におきましては、令和4年11月5日を最後に死亡労働災害が発生しておりませんでしたので非常に残念でなりません。「これ以上、死亡労働災害を発生させるわけにはいかない」との思いでありますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和6年における休業4日以上の労働災害は、昨年同時期に比べて瀬峰署管内（登米・栗原）では5.1%、宮城労働局管内では12.1%減少しております。

令和6年における休業4日以上の労働災害発生状況（令和6年3月末現在：4月6日速報値）

新型コロナウイルス感染症を除く

	管内（登米・栗原）被災者数		県内被災者数	
	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年
休業4日以上	39	37	473	416
死亡	0	2	6	3

令和6年3月に発生した死亡労働災害について

令和6年3月18日発生事案

強風が吹いている状況下、杉の木を伐倒しようとしてチェーンソーにより幹を切り進めたところ、突然、幹が裂け、この裂けた幹が落下し、チェーンソー作業を行っていた者に激突したものと。

災害発生原因）

幹が大きくしなるぐらいの強風が吹いており、幹が自立しようとする際に働く応力が強くなっていたところに、チェーンソーにより幹を切り進めたため、更に応力がかかり、堅固な幹芯以外の部分が耐え切れなくなり、裂け上がりを起こしたと。

再発防止対策）

強風など気象状況の悪化により作業環境等が悪くなる場合には作業を行わないこと。

令和6年3月28日発生事案

伐木作業の写真撮影を行うために入場していた者に伐倒木（杉の木）が激突したものと。

災害発生原因）

伐倒範囲内に労働者を立ち入らせたこと。

再発防止対策）

伐倒範囲内に伐倒作業を行う労働者（伐倒者）以外の者が立ち入らない状態となっていることを確認した後に伐倒させること。なお、伐倒する際には、伐倒しようとする立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形内に伐倒者以外の者を立ち入らせないことが労働安全衛生法により義務付けられています。

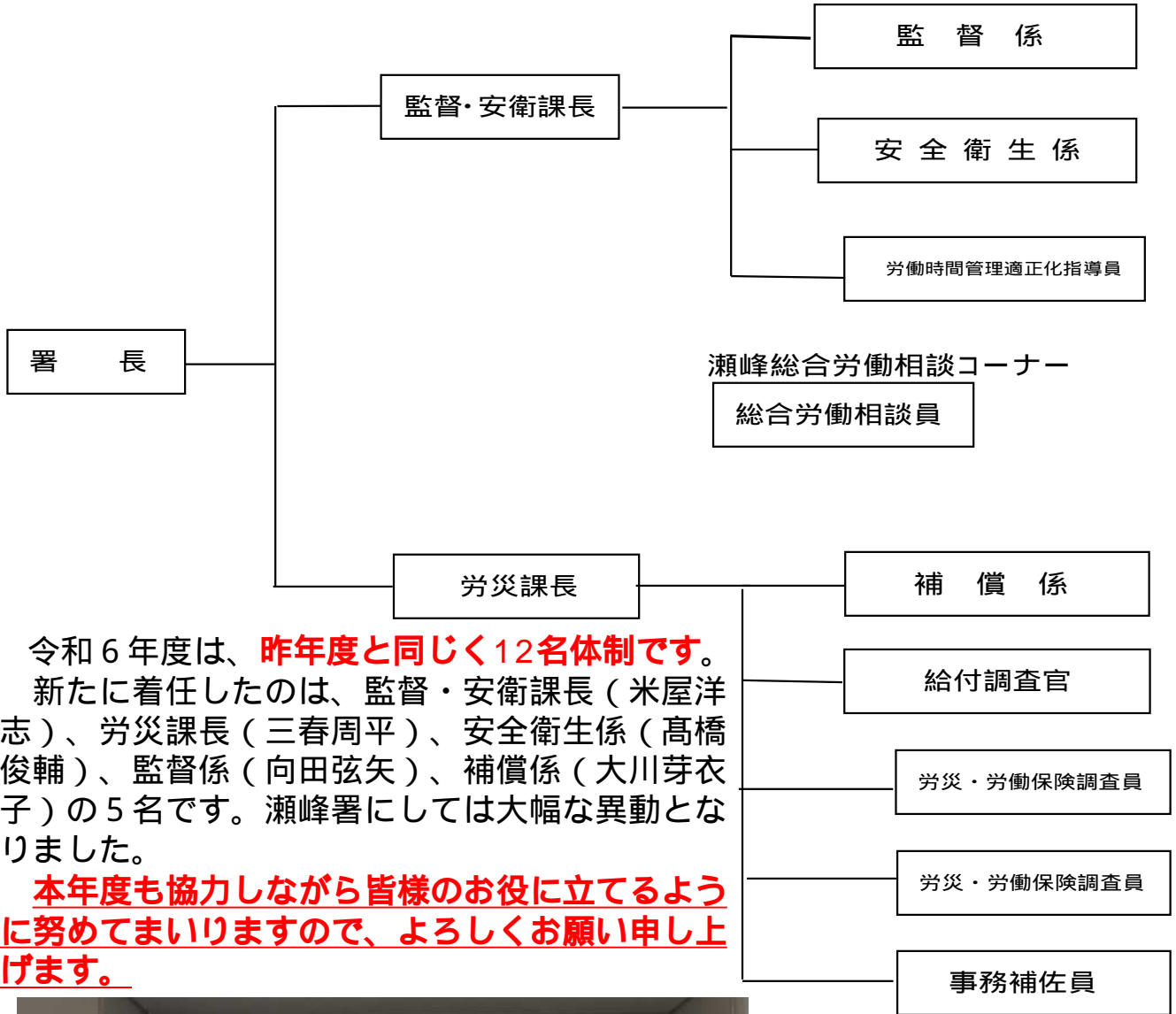


令和6年3月18日発生事案の災害発生場所の写真です。裂け上がった後に落下した幹（被災者にぶつかった幹）が認められます。二つに分離していますが、これは、被災者を救出する際に切断したためです。

裏面に続く

令和6年度の瀬峰署の体制

職員は12名です（非常勤職員を含む）



令和6年度は、**昨年度と同じく12名体制です。**

新たに着任したのは、監督・安衛課長（米屋洋志）、労災課長（三春周平）、安全衛生係（高橋俊輔）、監督係（向田弦矢）、補償係（大川芽衣子）の5名です。瀬峰署には大幅な異動となりました。

本年度も協力しながら皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。



左から、米屋（よねや）、高橋、向田（むこうだ）、三春、大川です。